

令和3年度（2021年度）熊本県立中学校入学者選抜に係る新型コロナウイルス感染症に対応した選抜実施のガイドライン

令和2年（2020年）11月30日

熊本県教育委員会

入学者選抜においては、十分な感染拡大防止対策を講じた上で検査を実施し、受検機会の確保を図ることが重要である。

新型コロナウイルス感染症の感染防止のために、「三つの密」（①換気の悪い密閉空間、②多くの人々が密集している、③互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる、という3つの条件が同時に重なった場）を徹底的に回避すること、また、受検者や検査監督等の入試に携わる職員一人一人が「新しい生活様式」を日々実践することを前提に検査実施体制を整えることが必要である。

本ガイドラインを踏まえ、県立中学校長にあつては各検査場の衛生管理体制の構築に当たること。なお、今後、新たな感染の拡大等により、変更が必要となった場合は、別途通知する。

1 検査場の衛生管理体制等の構築

各県立中学校は、検査場において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止するための措置を講じること。具体的には、事前の準備、検査当日、検査終了後のそれぞれの時点で実施すること。

（1）事前の準備

①検査室の座席間の距離の確保

検査場ごとに、あらかじめ感染拡大の防止策を講じていることを踏まえ、座席の配置は、受検者間（左右は肩と肩、前後は胸と背中）に原則1メートル以上の間隔を確保すること。（P. 8 例1参照）

②マスク、速乾性アルコール製剤の準備

検査場内における飛沫感染防止のためのマスクの着用を義務付けることとし、未所持者にはマスクの提供を行うこと。また、検査場入口や検査室ごとに速乾性アルコール製剤を配置すること。なお、不足が生じないように、計画的に準備を進めること。

③検査監督者等の体調管理等

当日検査業務に携わる検査監督者等については、検査前7日程度を目安に、各自で毎朝の検温の結果等を記録すること。体調不良者がいた場合は、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとること。

④別室の確保

以下の i ～ vii の対象者については、それぞれ別室を想定しておくこと。別室においては、2メートル以上の間隔での座席配置を行うこと。別室は、可能であれば保健室から近い方が望ましい。

- i 体調不良者（通常の疾患やけが等）
- ii インフルエンザ等感染症感染者（新型コロナウイルス感染症感染者以外）
- iii 当日発熱・咳等の症状のある者
- iv 特別の事情によりマスクの着用が困難な者
- v 無症状の濃厚接触者（詳細は1（2）⑤及び⑥を参照）
- vi 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者
- vii 合理的配慮を要する障がいのある者

⑤検査室の清掃及び机、椅子の消毒

検査前日は検査室の清掃を十分に行い、消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用して、机、椅子の拭き取りを行うこと。なお、トイレ、手すりについても、同様の対応をすること。

検査開始前の72時間以内に、生徒、職員等の感染が判明した場合には、保健所等と連携して、当該感染者が活動した範囲を特定して汚染が想定される物品を消毒すること。

⑥面接の実施

面接については受検者同士及び評価者との距離は2メートル以上を確保し、気候上可能な限り常時ドアを開放しておくこと。困難な場合はこまめに換気（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）を行うこと。（P. 8 例2参照）

⑦集合時及び検査場への入場方法の検討

集合時、やむを得ず一堂に集合させる場合は、受検者同士の間には1メートル以上の間隔を取り、会話を控えさせ、十分に換気を行うこと。また、入場開始時間を早めることなどにより、検査開始までの時間に余裕を持たせたり、受検番号ごとに入場時間を割り振る、一定間隔を空けて入場させる、複数の入口を使用する、入場に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）など、入場時の混雑を避けるための工夫を行うこと。

⑧トイレの使用

トイレは感染リスクが比較的高いとされていることから、トイレ入口に動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）とともに、入口

において、混雑を避けた利用、利用後の手洗いなどを促す案内紙を掲示すること。可能な範囲でトイレのための休憩時間の確保について工夫すること。また、トイレ内については換気に注意を払うこと。なお、発熱・咳等の症状のある受検者や無症状の濃厚接触者に該当する受検者に対し、検査運営上、可能な限り、トイレを別に確保すること。

⑨検査終了時の検査室からの退出方法の検討

終了時の混雑を避けるため、各検査室からの一斉退出は認めず、あらかじめ教室ごと又は教室内の列ごとなどに退出の順番を決めておく、一定間隔を空けて退場させる、複数の出口を使用する、退出に当たって行列が生じる箇所がある場合には動線を示す（例えばマーキング等により1メートル以上の間隔をとる）などの工夫を行うこと。

⑩保護者等控室の設置

検査場への入場者数や集団の形成を極力抑制する観点から、受検以外の用務がある者の入場は最小限になるようにし、保護者等控室については原則設置しないこと。ただし、受検者への付き添いが必要な場合もあり得るため、この場合は、受検者と同等の感染予防を講じることを条件に、入場を認めること。

⑪検査監督者等に対する感染対策

「三つの密」の回避や、人と人との距離の確保、マスクの着用、手洗いなどの手指衛生をはじめとした基本的な感染対策の継続など、感染拡大を予防する「新しい生活様式」を実践すること。また、他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

⑫関係機関との連携・協力体制の構築

感染者が出た場合に備え、検査場ごとの受検者リストを作成しておくこと。

（２）検査当日の対応

①マスク着用の義務付け

発熱・咳等の症状の有無にかかわらず、検査場内では、昼食時を除き、マスクの着用を義務付けること。フェイスシールドやマウスシールドの着用のみは認めない。検査監督者等についても同様である。また、休憩時間や昼食時等については他者との接触、会話を控えるよう指示すること。写真票との照合等、受検者本人確認の際はマスクを外させること。ただし、受検者が発言しないような方法で確認すること。なお、特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、事前の申し出を受け（手続きについては別途通知する）、別室において受検させること。

②検査場入場前の対応

非接触体温計などによる検温については、必ずしも全員に一律に行う必要はな

いが、検査場の入口に、発熱・咳等の症状のある場合はその旨を申し出ることを記載した案内紙を掲示するなど、体調不良者に注意を促すこと。

③検査室ごとの手指消毒の実施

検査室への入退出を行うごとに、速乾性アルコール製剤による手指消毒を義務付けること。検査監督者等についても同様である。

④発熱・咳等の症状のある受検者への対応

検査開始前に発熱・咳等の症状の有無を検査監督者より確認し、発熱・咳等の症状のある受検者がいた場合には、本人の申出の有無にかかわらず、別室での受検を提示すること。受検者が医療機関で受診していない場合は、他の別室と分けて検査室を確保し（1（1）④iii）、状況について保護者に連絡すること。

検査中、明らかに激しい咳を何度もしているなどの症状があり、他の受検者に影響があると検査監督者が判断した場合は、検査場本部に連絡の上、その受検者の受検を中断し、別室での受検を提示すること。

⑤無症状の濃厚接触者*への対応

***本ガイドラインにおける濃厚接触者には、保健所から濃厚接触者に該当すると伝えられた者のほか、過去2週間以内に、政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域から日本に入国した者を含む。**

以下の i ~ iv のいずれの要件も満たし、本ガイドラインで示す感染対策が講じられている場合には、無症状の濃厚接触者の受検を認める。

i 初期スクリーニング（自治体によるPCR検査又は検疫所における抗原定量検査）の結果、陰性であること（一般のクリニック等での検査は認めない）

※検査結果が判明するまでは受検不可とする。

ii 受検当日も無症状であること

※保健所において濃厚接触者であることやPCR検査の結果が陰性であることを文書等で証明することはないため、受検者から検査の前日までに、出身小学校長を通じて無症状の濃厚接触者であることの申し出をあらかじめ受け（手続きについては別途通知する）、上記 i 及び ii の要件を満たすことを確認した上で受検を認めること。

iii 公共の交通機関（電車、バス、タクシー等）を利用せず、かつ、人が密集する場所を避けて検査場に行くこと

※該当者に対してあらかじめこのことを周知し、自家用車等の利用を求めると。

iv 終日、別室で受検すること

⑥無症状の濃厚接触者が受検する別室の感染対策

別室での受検を認める場合には、以下の対策を講じること。

- i 建物内において、別室まで他の受検者と接触しない動線を確認すること
※受検者同士の距離を一定間隔空けるなどの対策を取ること。
- ii 別室では受検者の座席間隔を2メートル以上確保すること
- iii 受検者と検査監督者の距離を2メートル以上（答案回収等の際にはこの限りではない）確保すること
- iv 受検者も検査監督者もマスクの着用を義務付けるとともに、入退室時の手指消毒を徹底すること

⑦体調不良の検査監督者等への対応

当日検査業務に携わる検査監督者等に体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとること。

⑧換気の実施

可能な限り換気の頻度を多くすることが望ましく、少なくとも検査終了ごとに、できるだけすべての窓を、少なくとも10分以上開放すること。

⑨昼食時の対応

昼食時の受検者同士の会話、接触を最大限に抑制する観点から、食事用控室の開放等を行わず、受検者には昼食持参と指定した席での食事を指示すること。

⑩検査終了時の周知

退出の順番が来るまでそのまま待機すること、検査場内ではマスクを廃棄しないこと、各自寄り道などはせず、なるべくまっすぐ帰宅すること、帰宅後はまず手や顔を洗うことについて受検者への周知を行うこと。

（3）検査終了後

①検査監督者等の健康観察

当日検査業務に携わった検査監督者等については、毎朝、体温測定や体調の観察を行うことを指示し、体調不良者がいた場合には、自宅待機や医療機関の受診など、適切な対応をとること。

②検査室の机、椅子の消毒

検査終了後、消毒用アルコール（次亜塩素酸ナトリウム液（漂白剤）を希釈したものや界面活性剤でも可）を使用した拭き取りを行うこと。なお、トイレ、手すりについても、同様の対応をすること。

③保健所等の行政機関への協力

検査終了後に、新型コロナウイルスの感染が判明した受検者や検査監督者等がいた場合には、当該検査場の学校は、すみやかに熊本県教育庁県立学校教育局高校教育課及び域内の保健所に連絡すること。また、濃厚接触者の特定など、保健所等の行政機関が行う必要な調査への協力を行うこと。

2 受検者及び保護者に対する要請事項

検査場における感染拡大を防止し、受検者自身が安心して受検できる環境を確保していくためにも、あらかじめ受検者及び保護者に次の点を周知しておくこと。

①自主検温

検査日の7日程度前から、朝などに体温測定を行うこととし、体調の変化の有無を確認すること。

②医療機関での受診

受検者は、検査前の2週間以内に発熱・咳等の症状がある場合、あらかじめ医療機関での受診を行うこと。

③受検できない者

- i 新型コロナウイルス感染症と診断され、検査当日が就業制限の期間内にある者
- ii 感染が疑われる者として新型コロナウイルス検査を受け、結果が判明していない者
- iii 新型コロナウイルス感染症と診断された者の濃厚接触者として、検査当日が保健所の健康観察の期間内にある者（ただし、発熱・咳等の症状がない無症状の濃厚接触者については、1（2）⑤及び⑥で示す条件のもと、受検できる）

④検査当日における対応

発熱・咳等の症状のある受検者は、その旨を検査監督者等に申し出ること。

症状の有無にかかわらず、各自飛沫感染防止のためのマスクを持参し、検査場では、写真票との照合等、受検者本人確認の際及び昼食時以外は常に着用すること。フェイスシールドやマウスシールドの着用のみでの受検は認めない。特別の事情によりマスクの着用が困難な場合は、在籍小学校長を通じて受検する県立中学校に申し出ること（手続きについては別途通知する）。休憩時間や昼食時等における他者との接触、会話を控えること。

⑤検査当日の服装、昼食

検査当日、検査室の換気のため窓の開放等を行う時間帯があるため、上着など暖かい服装を持参すること。また、昼食が必要な場合は持参し、指定された席で食事をとること。

⑥予防接種

他の疾患の罹患等のリスクを減らすため、各自の判断において予防接種を受けておくことが望ましい。

⑦「新しい生活様式」等の実践

日頃から、手洗い・手指消毒、咳エチケットの徹底、身体的距離の確保、「三つの密」の回避などを行うとともに、体調管理に心がけること。

3 新型コロナウイルス感染症感染者等に対する特別措置の対象者

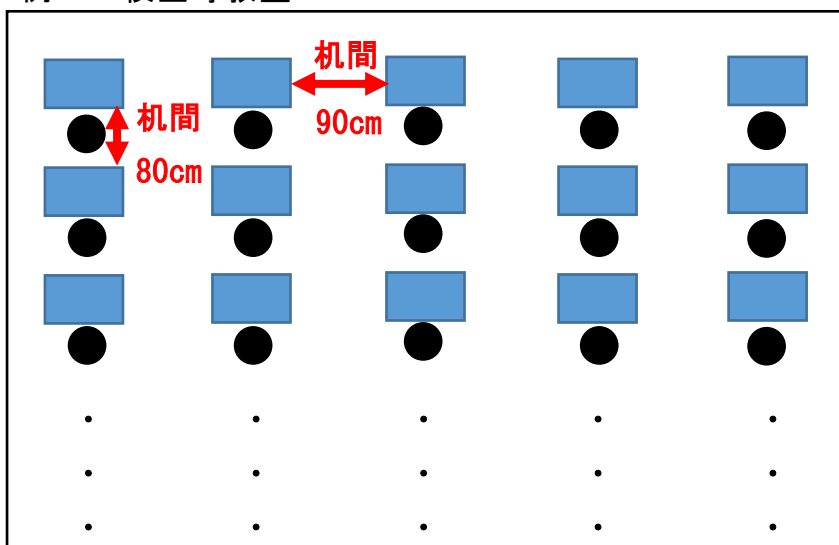
新型コロナウイルス感染症等やむを得ない理由により、県立中学校入学者選抜の適性検査及び面接を受検することができなかった者を特別措置の対象とする。

具体的には、

- ・ 2③により受検できなかった者
- ・ 医療的ケアを必要としたり、基礎疾患があったりすることで、新型コロナウイルスに感染した場合に症状の重篤化が想定され、特に感染予防の対応を必要とする者

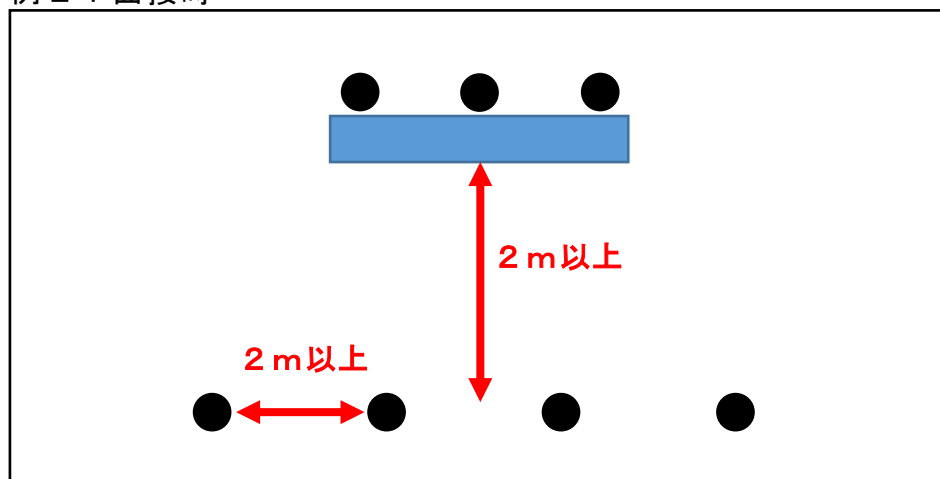
特別措置適用申請については、令和3年度（2021年度）熊本県立中学校入学者選抜における新型コロナウイルスに感染症感染者等に対する特別措置要項を参照のこと。

例 1 : 検査等教室



※受検者間が1 m以上となるよう、図のように机間距離を少なくとも左右 90 cm、前後 80 cm確保すること。

例 2 : 面接時



※受検者同士及び評価者との距離 2 m以上確保すること。